

行政文書開示請求書

令和 元 年 9 月 9 日

水産庁長官 殿

(行政機関の長)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

山下 正寿 (太平洋核被災支援センター事務局長)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈2779-2 TEL0880 (66)1763

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

「ビキニ」水爆実験に関連する資料

「指定港における水揚げ魚類放射能検知成績」

※昭和35年所屬目録にあるが、中央水研へ移管時に紛失した文書。

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付して下さい。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日>

☒ イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙をはってください。	(受付印欄)
---------------------	------------------	--------

*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

元水管第 1148 号
令和元年10月10日

行政文書不開示決定通知書

太平洋核被災支援センター事務局長
山下 正寿 様

水産庁長官 山口 英彰



令和元年9月9日付け(9月11日受付)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
「ビキニ」水爆事件に関連する資料
「指定港における水揚げ魚類放射能検知成績」
※昭和35年3月水産庁水産資料館所蔵資料目録第二巻に記載のある上記資料及びその元データ
- 2 不開示とした理由
本件開示請求文書について、水産研究・教育機構中央水産研究所図書資料館及び水産庁全課事務室の書架、倉庫並びに独立行政法人国立公文書館へ移管された文書ファイルデータの探索を行いました。その存在を確認することはできませんでした。
また、本件開示請求文書について記載されていたと想定される文書管理簿及び廃棄簿についても、その内容を確認できなかったため、不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、水産庁長官に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

* 担当課等 水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室 TEL: 03-3502-8111 内線6709

審査請求書

令和 元 年 11 月 2 / 日

水産庁長官 殿

次のとおり審査請求します。

- 1 審査請求人の氏名又は名称及び住所
氏名 (名称): 山下 正寿 (太平洋被災支援センター事務局長)
住 所: 高知県高知市山原町牙奈 (連絡先 088-066-1763)
2779-2
- 2 審査請求に係る処分の内容
決定年月日: 令和 元 年 10 月 10 日
文書番号: 元水管第 1148 号 (受付番号 1151)
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
令和 元 年 10 月 11 日
- 4 審査請求の趣旨及び理由

「ヒギニ」水爆事件に関し、1954年3月～12月にかけて日本政府の指示で行った「指定5港における水揚げ魚類放射能検知成績」が、昭和35年3月水産庁水産資料館所蔵資料目録第二巻に記載されている。しかし、理由や責任も明らかにせず「紛失」したことになる。被災船 992 隻 (社) は、閣議決定によって「慰謝料」が支給されており、第5福丸乗組員には「見舞金」も支給されている。被災船の被害実態を示す基本となる公文書が、不明という点には異議はない。不開示の理由に「文書ファイルデータの探索を行った」としているが、これだけの指定5港の関連機関や静岡県や「日連洋水研」の探索が行われていない。「ヒギニ水爆被災資料集」(東京大学出版会)の第5章「水爆実験の影響」の中に、東京都衛生局、宮城県衛生部の「魚類の人工放射能検査報告」が記録されている。「ヒギニ事件 三島の記録」(三島市)第5部資料、「焼津市史研究」第6号には、三島港、焼津港の放射能検査記録がある。(各検査記録の一部添付参照)

2014年10月16日、参議院農林水産委員会において、紙智子参院議員の質問に対して、西川公也農水相は「当時多くの漁業者に迷惑を掛けたと、これは誠に遺憾である」と答え、本川一善水産庁長官と異口同音に「再度、倉庫などを調べます」と答えている。水産庁水産資料館の目録に記載され、当然保存されるべき重要記録がないというのは、全国にある関連する倉庫なども調査し、再度、資料を整える努力をすべきである。安倍政権下で、公文書隠蔽が続いており、ヒギニ水爆被災関連資料も隠蔽の疑いを持っているため、審査請求する。

参議院農林水産委員会會議録第二号

平成二十六年十月十六日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 山田 俊男君
理事 野村 哲郎君
山田 修路君
徳永 エリ君
紙 智子君

委員

金子原二郎君
小泉 昭男君
古賀友一郎君
中泉 松司君
馬場 成志君
堀井 巖君
舞立 昇治君
小川 勝也君
郡司 彰君
柳澤 光美君
平木 大作君
山口那津男君
山田 太郎君
儀間 光男君

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

小泉 昭男君
小泉 進次郎君
佐藤 英道君

政府参考人

常任委員会専門員 稲熊 利和君

法務大臣官房訟務総括審議官 都築 政則君
農林水産大臣官房統計部長 小風 茂君
農林水産省消費・安全局長 小林 裕幸君
農林水産省食料産業局長 櫻庭 英悦君
農林水産省生産局長 松島 浩道君
農林水産省経営局長 奥原 正明君
農林水産省農村振興局長 三浦 進君
林野庁長官 今井 敏君
水産庁長官 本川 一善君
資源エネルギー庁資源・燃料部長 住田 孝之君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(攻めの農林水産業に関する件)

(環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉及び日豪EPAに関する件)

(米政策に関する件)

(農業協同組合・農業委員会等の改革に関する件)

(諫早湾干拓事業の潮受堤防水門の開門問題に関する件)

(林業振興施策に関する件)

○委員長(山田俊男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、法務大臣官房訟務総括審議官都築政則君外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山田俊男君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田修路君 臨時国会、始まりました。西川大臣、御就任おめでとうございます。また、小泉副大臣、佐藤大臣政務官、本当におめでとうございます。

西川大臣は、これまで農政の中心でずっと活動されてこられたわけでございます。そういう意味で、今のいろんな施策ほとんどは西川大臣が関与されてきたものというふうに思っております。全てを知り尽くした大臣ということで大変期待をしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

十四日の大臣からの所信的挨拶の中で、農林漁業者の所得の向上ですとか、あるいは地域にぎわいの創出というようなことが強調されました。今後、農林水産施策を進めていく上でどのような基本的な考え方で行われるのか、またその決意について、まず伺いたいと思います。

○国務大臣(西川公也君) 所信の考え方を申し述べさせていただきます。

今、我が国の農林水産業、農山漁村は、高齢化等の課題、こういうものが山積をしております。

しかし一方で、我が国の成長の原動力となる潜在力を私は有していると、こう認識しております。

この潜在力を最大限に引き出し、農林漁業者の所得を向上させ農山漁村のにぎわいを取り戻していくことが重要であると、こう考えております。

このため、私を本部長とする攻めの農林水産業実行本部の下、現場の声を丁寧聞きながら、EUや米国などの市場も重視した輸出促進に取り組みたいと、こう思っております。更に申し上げれば、農地中間管理機構の本格稼働による農地集積、集約化を進めてまいります。六次産業化等による農山漁村の就業機会の拡大を図ってまいりたいと、こう考えております。

さらに、林業の成長産業化あるいは水産日本の復活をどう進めるかと、こういうことを果敢に取り組んでいきたいと、こう考えております。そのため、農林水産業・地域の活力創造プランの着実な実行に全力を挙げて取り組んでまいります。

○山田修路君 大臣には是非、大胆かつ安定的な政策の運営をお願いしたいと思います。

次に、TPPについての御質問をいたします。この日米事務レベル協議が四日間わたって行われたということで報道がなされております。日本側の関係者の話では、着実な成果があったというようなコメントもありました。西川大臣は、これまで自民党のTPP対策委員長などをされてこられて、大変その交渉の中身あるいは状況についても精通をされているというふうに思っております。

TPP交渉について大臣としてどのような見通しを持っておられるのか。また、特に衆参の両院の国会決議がございしますが、所信的挨拶の中では決議が守られたとの評価がいただけるようというふうに述べておられますけれども、国会決議の遵守について改めて確認をしたいと思っております。

ただきたいということを要求いたします。よろしく御検討ください。

○委員長(山田俊男君) 理事会で協議させていただきます。

○紙智子君 続いて、T P Pの問題ですけれども、十月二十五日から二十七日まで、オーストラリア・シドニーで閣僚会議、十一月はA P E Cの会議があると。妥結に向けて、日本は関税の引下げで更なる譲歩を提案しているんじゃないかと不安の声が出されております。国会決議では、重要五品目の除外なし再協議を明記して、それができないときは撤退を求めると。

大臣に確認をしておきたいんですけども、自民党のT P P対策本部長のときに、重要五品目の五百八十六品目の中で譲れるものはないかどうかということをもぐって具体策を検討されたという報道がありましたけれども、その立場というのはこの農水大臣になられてからも変わらないんでしょうか、変わるんでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 五百八十六品目が重要五品目のタリフラインですね。そこで、交渉ですから、これから自由化率が幾つになるかというのが最終的に議論になると思います。

しかし、私もどしましては、五百八十六品目でどういう形で守り抜くかということからすれば、今の輸入の実態等も調べておかなきゃならないと、こういうことでありまして、私は守り抜くためにどういう実態かということを精査したと。これが実態であります。

○紙智子君 私は、守り抜くという立場であれば、もう余地なく、一つもやっぱりそれは譲れないと、動かせないということをはっきり言えばそれでいいことだと思ふんです。まさか、一桁台であつたとしても、関税率を残したということをもつて守られたなんというのではないだろうなというふうに思ふわけですね。

我が党は、T P Pというのは原則関税撤廃というのがありますから、それで米国政府に限らず、

まずスタートだったP 4、四か国ですね、そのほかの交渉参加国もその原則の立場を維持しているわけですよ。前回の日米二国間の交渉においても、その原則をまた再び日本に対して確認をしているというわけで、まとめようとする妥協案自身が、日本の農業はもちろんだ、地域の崩壊につながるりかねないということを考えれば、私は一日も早く撤退をすべきだということを求めておきたいと思ひます。

年までに水産庁で作成したビキニ核実験に関連する文書一覧、一式というのを要求いただきました。保存年限は当時二十年、今で三十年でございまして、けれども、水産庁の倉庫に残つておるかというのを調査しましたところ、まさにおっしゃる通り、ビキニ被災事件に伴う賠償措置の経過についてという水産庁文書が見付かつて、これを開示させていただきます。

それで、最後の質問になります。ビキニ被曝の問題について質問いたします。

それによりまして、米国から慰謝料二百萬ドル、当時の七億二千萬円を受け取りまして、これを水産庁ほかの省庁で各関係者に分配をするということを行つたわけでありまして、当然、第五福竜丸の乗組員を始め、マグロの生産者あるいは流通加工団体、こういった方に配付をしたということとでございます。

太平洋マリーシャル諸島ビキニ環礁で一九五四年三月一日にアメリカが行つた水爆実験で第五福竜丸が被災したことは多くの皆さんが知つてるところです。しかし、アメリカが当時六回にわたつて行つた水爆実験で第五福竜丸以外の多くの日本の漁船と漁船員が被曝したことは余り知られておりません。

もう一つ見付かつた資料は、船の名前と船主さんと、それに幾らお配りしたかという資料が見付かつたのでございますが、これはまさにそれぞれ個人の情報が明らかになるということで、これは開示を差し控えておきたいと思ひますが、その資料によりまして、影響を受けた漁船は千四百隻に上るといふようなことが明らかになってございます。

太平洋核被災支援センターの山下正寿事務局長は、高校の教師をしながら、水爆実験に遭遇した乗組員の聞き取りや関係資料を調査しました。その結果、被災した漁船が延べ一千隻、船員は約一万人になることが明らかになりました。厚生労働省に一緒に要請に私も行きましたけれども、マグロ船第二幸成丸の乗組員の方一緒だったんですけども、その人は、自分も灰をかぶつたと、四十年代から毎年のように仲間が亡くなつていて、私も白血病や胃がんになつたということで実情を語りました。

以上でございます。

アメリカの水爆実験で被災した船が第五福竜丸だけでなかつたということを大臣は御存じでしょうか。そしてまた、この問題は日本の漁業や水産業に深刻な影響を与えたと思ひますけれども、この二点について大臣の見解をお聞かせいたします。大臣の見解をお聞かせいたします。短くお願いいたします。

○国務大臣(西川公也君) 今、本川水産庁長官から詳しい話申し上げました。私も当時の資料の一端を見させていただきまして、過去のこと、なかなか現実、分りにくいことがたくさんあるわけでありまして、当時多くの漁業者に迷惑を掛けたと、これは誠に遺憾である、こう考えております。

アメリカの水爆実験で被災した船が第五福竜丸だけでなかつたということを大臣は御存じでしょうか。そしてまた、この問題は日本の漁業や水産業に深刻な影響を与えたと思ひますけれども、この二点について大臣の見解をお聞かせいたします。大臣の見解をお聞かせいたします。短くお願いいたします。

○紙智子君 山下さんは、アメリカの水爆実験に被曝の実相、全体像を明らかにするよう何度も政府に求めてきました。情報を明らかにされなかつたんですね。我が党の山原健二郎衆議院議員が衆議院の予算委員会ですら調査を求めても、当時の厚生省も水産庁も資料はないというふうにご答へしてはいたわけですね。

○政府参考人(本川一善君) 今年一月に情報開示請求を受けて、我々調査をいたしましたところ、情報開示請求としては、一九五四年から六〇

ところが昨年、アメリカの公文書館で極秘文書

が公表されて、日本の外務省も資料を開示しました。私、七月にこの太平洋核被災支援センターと二十一世紀の水産を考える会の方と一緒に厚生労働省に交渉に行きました。七月に言つて九月に回答がありました。今でないと云つていたその資料が初めて出てきたわけですね。三百四十四点、分厚いファイル三冊、B 4で一千九百枚です。当時、山原議員の質問に対して、まともな調査もしないで、ないと言つていた、というふうにご答へしたことは、国会議員の質問を愚弄するものだ、というふうにご答へした。今出された厚生労働省の資料を見ると、東畑農水次官、それから清井水産庁長官の名前が随所に出てきます。そして、ビキニ水爆実験による直接被害に関する件、これ、昭和二十九年の五月一日、水産庁というマル秘文書や、ビキニ灰による乳の汚染、それから農作物の汚染に関する調査、これ農水省の技術研究所が出しているんですけども、こういう文書も含まれているわけですよ。

それで、大臣、先ほど非常に遺憾だ、という話をされたわけですが、是非農水省としても改めて調査をして資料を公表すべきだと思ひますけれども、いかがでしょうか。ちゃんと大臣にお願いいたします。二人、はい、じゃお願いします。

○政府参考人(本川一善君) 先ほど少し申し上げましたが、当時、五十二年当時ですね、山原先生から御質問をいただいたときに、もう既にその当時で当時の保存年限二十年を超えておりました。倉庫も一応調べたんだらうと思ひますが、手元に資料がなかつたのですから、担当課長が、「水産庁においては残念ながら現在のところ手持ち資料はございません。」という答弁をさせていただいたところでございます。

今回調べましたところ、一冊のファイルが見付かつたということでございます。ただ、このように国会で、古い資料でございまして、再度水産庁の倉庫を調査させていただきたいと考えてお

ります。

○国務大臣(西川公也君) 水産庁長官から申し上げたとおり、また倉庫を捜させていたいただきたいと、ここは申し上げておきます。そういうことで、水産庁が今の御趣旨に沿って再度調査をする、こういうことを約束させていただきたいと思ひます。

○紙智子君 よろしくお願ひします。

過去のことには、非常に大事な問題なので、よろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。

○委員長(山田俊男君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

ビキニ被災船

資料全面公開を

日本共産党の紙智子参院議員は16日、参院農水委員会で、厚労省が9月に初めてビキニ被災船にかかわる文書を公開したことを受け、「農水省としても改めて調査し、資料を公表すべきだ」と迫りました。西川公也農水相、本川一善水産庁長官は異口同音に「再度、倉庫などを調べます」と答えました。

国務大臣と、各省庁の役人、水産庁からは清井(正)長官の名前があります。紙議員が示したのは、「機密」と印された5月6日の第十回会合記録に添付された水産庁資料です。

紙議員は、質問の冒頭、アメリカが1954年の3月からは2カ月間に太平洋・ビキニ環礁で6回も強行した水爆実験に遭遇した日本の漁船が第五福竜丸以外にないことを紹介し、西川農水相の異解を問いました。西川農水相は「当時、漁業者に迷惑をかけたこと

は遺憾である」と答弁しました。厚労省資料のなかで紙議員が取り上げたのは、「第五福竜丸事件善後措置に関する打合せ」会合記録です。同年12月に日米両政府で政治決着するまでの日本側の秘密会合の記録です。出席者名簿に、安藤(正純)

紙議員追及 農水相ら「再度調べる」

「ビキニ水爆実験による直接損害に関する件」と、第五福竜丸を含めた17隻の損害額の表です。(写真)

記録によると、この十回会合のテーマは、第五福竜丸の買い上げから、補償問題です。「直接補償要求資料として清井長官より第五福竜丸他十六隻の被災損害に関する資料を提出」と記録されています。

さらに、会合記録をみると「水産庁より」「清井長官より」として被災船の調査報告の記載があります。

たとえば、第十回会合(8月6日)の記録には、「国内補償措置について清井長官より左の報告があった。1、先に内払を行った三十三隻以後の二十六隻の漁獲物を廃棄した漁船の損害について前回同様の算式で内払すべく大蔵省と折衝中である」とあります。

「清井長官より」「水産庁より」とした資料、文書が残っていないか、ビキニ被災の全容解明や被災者救済の視点からも徹底した調査が欠かせません。

Table with multiple columns containing numerical data, likely related to compensation or survey results. The table is partially obscured by a large black mark.